

29文科高第930号  
平成30年1月26日

各 国 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 市 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長  
大学の教育研究等の総合的な状況について  
認証評価を行う各認証評価機関の長

文部科学省高等教育局長

義 本 博 司

(印影印刷)

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する  
省令等の公布について（通知）

この度、別添のとおり、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第1号）」【別添1-1及び別添1-2】が、また、同省令の規定に基づき、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成30年文部科学省告示第4号）」【別添2】、「大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第5号）」【別添3-1】、「短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第6号）」【別添3-2】、「短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示（平成30年文部科学省告示第7号）」【別添3-3】が、それぞれ平成30年1月26日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」により専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の制度化が図られたことを踏まえ、専門職大学等の趣旨をさらに既存の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織にお

いて実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、新たに専門職学科の制度を創設するものです。

加えて、短期大学については、社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するよう、また、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、短期大学設置基準等の所要の規定の整備を行うこととしています。

これらの省令・告示の改正・制定の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

## 記

### **第一 改正・制定の趣旨**

#### **1 専門職学科の制度化**

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されている。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠となっている。こうした状況を踏まえ、先般「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、機関全体を専門職業人養成に特化させた大学等の枠組みとして、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成し、展開させることを目的とする専門職大学等の制度化が図られることとなった。

これらを受け、専門職大学等の趣旨をさらに既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において、実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学等の専門職学科の制度を創設する。

#### **2 短期大学の機能強化**

短期大学については、社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するよう、実務の経験を有する者が短期大学に入学する場合に、当該実務経験を通じた能力修得への単位認定を行える仕組みを整備する。

また、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、短期大学の専任教員数及び校舎面積について、小規模の学科を想定した基準を追加する。

### **第二 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第1号）**

#### **1 改正の概要**

##### **（1）大学設置基準の一部改正**

## 1) 専門職学科に関する特例

### ①専門職学科とする学科等

#### i) 専門職学科

大学の学部学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。(第42条の4第1項)

#### ii) 専門職学部

専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部としたこと。(第42条の4第2項)

### ②専門職学科に係る入学者選抜

専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、大学設置基準第2条の2(入学者選抜)に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。(第42条の5)

### ③教員組織

#### i) 専任教員数

学部の種類及び規模に応じて必要とされる専任教員の数に関し、専門職学科についてはより小規模の学科を想定した基準を追加することとし、大学設置基準別表第1イの表について、専門職学科以外の学科に係る表と専門職学科に係る表とをそれぞれ分けて定めることとしたこと。(別表第1イ(1)の表及び(2)の表)

#### ii) 実務の経験等を有する専任教員

ア 専門職学科に係る専任教員数のうち、大学設置基準別表第1による学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする事としたこと。(第42条の6第1項)

イ 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする事としたこと。(第42条の6第2項)

(ア) 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者(いわゆる「みなし専任教員」)で足りるものとしたこと。(第42条の6第3項)

### ④教育課程

#### i) 専門職学科に係る教育課程の編成方針

ア 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第42条の7第1項）

イ 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第42条の7第2項及び第3項）

ii) 教育課程連携協議会

ア 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第42条の8第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第42条の8第2項）

(ア) 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

(イ) 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習（⑤ ii）ウ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第42条の8第3項）

(ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

iii) 専門職学科の授業科目

専門職学科は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第42条の9）

- ア 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
  - イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
  - ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
  - エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）
- iv) 専門職学科に係る授業を行う学生数
- 専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。（第42条の10）

#### ⑤卒業の要件等

- i) 入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定
  - ア 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第42条の11第1項）
  - イ アにより与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、大学設置基準第28条から第30条までの規定により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて60単位を超えないものとしたこと。（第42条の11第2項）
- ii) 専門職学科に係る卒業の要件
  - ア 専門職学科に係る卒業の要件は、大学設置基準第32条（卒業の要件）に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。（第42条の12）
    - ア 大学設置基準第32条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位以上の単位数に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上が含まれること。
    - イ 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実

験，実習又は実技による授業科目）に係る40単位以上を修得すること。

ウ イの授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において，当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって，文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）に係る20単位が含まれること。ただし，やむを得ない事由があり，かつ，教育効果を十分にあげることができると認められる場合には，5単位を超えない範囲で，連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち，当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。））であって，文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

## ⑥校舎等の施設

### i) 校舎の面積

ア 学部の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積について，専門職学部については，より小規模の学科を想定した基準を追加することとし，大学設置基準別表第3イの表及びハの表について，専門職学部以外の学部に係る表と専門職学部に係る表とをそれぞれ分けて定めることとしたこと。（別表第3イ（1）の表及び（2）の表並びにハ（1）の表及び（2）の表）

イ 専門職学部に係る基準校舎面積及び加算校舎面積について，卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり，実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には，教育研究に支障がない限度において，アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。（別表第3イ（2）の表備考第2号）

### ii) 実務実習に必要な施設

専門職学科を設ける大学は，実験・実習室及び附属施設のほか，当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第42条の13）

## ⑦その他

専門職学科の制度化に伴い，学部以外の基本組織に関する規定など所要の規定の整備を行ったこと。（第6条第2項及び第3項など）

## 2) 専門職大学の制度化に伴う規定の整備

ア 大学の助手となることのできる者の資格として，学士（専門職）の学位を有する者を追加したこと。（第17条第1号）

イ その他所要の規定の整備を行ったこと。

## (2) 短期大学設置基準の一部改正

### 1) 短期大学全般に関する制度改正

①入学前の実務経験を通じて修得した職業に必要な能力についての単位認定

短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が2年の短期大学にあつては15単位を、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位(卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学にあつては15単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。(第16条第3項)

## ②小規模学科のための基準の整備

### i) 専任教員数

短期大学の専任教員数に関し、入学定員の数が短期大学設置基準別表第1に定める数に満たない場合には、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。(別表第1イの表備考第4号)

### ii) 校舎の面積

短期大学については、学科の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積に関し、別表第2を改正して、収容定員50人までの場合の面積の定めを追加したこと。(別表第2イの表及びロの表)

## 2) 専門職学科に関する特例

### ①専門職学科とする学科

短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。(第35条の4)

### ②専門職学科に係る入学者選抜

専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、短期大学設置基準第2条の2(入学者選抜)に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。(第35条の5)

### ③教育課程

#### i) 専門職学科に係る教育課程の編成方針

ア 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、短期大学設置基準第5条(教育課程の編成方針)に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第35条の6第1項)

イ 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し

は、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第35条の6第2項及び第3項）

ii) 教育課程連携協議会

ア 専門職学科を設ける短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第35条の7第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第35条の7第2項）

(ア) 学長又は専門職学科の長（以下「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

(イ) 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習（④ア（ウ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第35条の7第3項）

(ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

iii) 専門職学科の授業科目

専門職学科は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第35条の8）

ア 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）



iv) 専門職学科に係る授業を行う学生数

専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。

(第35条の9)

④ 卒業の要件

ア 修業年限が2年の専門職学科に係る卒業の要件は、短期大学設置基準第18条(卒業の要件)に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。(第35条の10第1項)

(ア) 短期大学設置基準第18条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上が含まれること。

(イ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る20単位以上を修得すること。

(ウ) (イ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習(企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの(臨地実務実習を除く。))であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。)をもってこれに代えることができること。

イ 修業年限が3年の専門職学科に係る卒業の要件は、短期大学設置基準第18条に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。ただし、同令第19条の規定による卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職学科にあつては、アと同様としたこと。(第35条の10第2項)

(ア) 短期大学設置基準第18条第2項の規定により、卒業の要件として修得すべき93単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上、職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上が含まれること。

(イ) 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る30単位以上を修得すること。

(ウ) (イ)の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、3単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

### ⑤実務の経験等を有する専任教員

- ア 専門職学科に係る専任教員数のうち、短期大学設置基準別表第1による学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする事としたこと。（第35条の11第1項）
- イ 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とする事としたこと。（第35条の11第2項）
- （ア）大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者
- （イ）博士の学位、修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者
- （ウ）企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
- ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるものとしたこと。（第35条の11第3項）

### ⑥実務実習に必要な施設

専門職学科を設ける短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第35条の12）

### ⑦その他

専門職学科の制度化に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

### 3) 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴う規定の整備

- ア 短期大学の助手となることのできる者の資格として、学士（専門職）の学位を有する者を追加したこと。（第26条第1号）
- イ その他所要の規定の整備を行ったこと。

## 2 留意事項

### (1) 学部・学科に代わる組織を設ける場合における専門職学科に関する特例の適用について

- ① 改正大学設置基準において、大学の学部の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。
- ② 大学設置基準第5条の規定により、大学は、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができることとされており、大学の学部の課程であって、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものを設ける場合であっても、専門職学科に関する特例が適用されるものであること。
- ③ 同様に、学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の基本組織を置く

場合にあっても、大学設置基準第6条第2項及び第3項の改正により、当該学部以外の基本組織及びこれに設けられる学科に相当する組織について、専門職学部及び専門職学科に係る特例が適用されることとしたこと。

(大学設置基準第5条、第6条第2項及び第3項並びに第42条の4関係)

## (2) 専門職学科における実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

専門職学科を設ける大学等においては、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施すること。また、設置基準において入学者の多様性確保に配慮した入学者選抜が努力義務化された趣旨を踏まえ、高等学校（普通科、専門学科及び総合学科）の卒業生、実務経験者その他の社会人、他の高等教育機関からの編入学生など、多様な入学者を積極的に受け入れることが期待されること。入学者の選抜に当たっては、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価すること等が考えられること。

(大学設置基準第42条の5／短期大学設置基準第35条の5関係)

## (3) 専門職学科に係る教育課程の編成方針について

専門職学科の教育は、理論と実務を架橋した教育により、実践的かつ創造的・応用的な能力を育成・展開させるものであること。また、産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められること。大学設置基準第42条の7第3項及び短期大学設置基準第35条の6第3項に規定する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられること。

(大学設置基準第42条の7／短期大学設置基準第35条の6関係)

## (4) 教育課程連携協議会について

- ① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は、必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。
- ② 教育課程連携協議会の構成については、大学設置基準第42条の8第2項及び短期大学設置基準第35条の7第2項の各号（第5号を除く。）に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学等の教職員以外の者とするを基本とすること。
- ③ 大学設置基準第42条の8第2項第2号及び短期大学設置基準第35条の7第2項第2号の「当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者

又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

- ④ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであること。専門職学科を設ける大学等においては、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育を推進することが求められており、学位授与や教育課程編成、教員業績審査等の専門的な事項については教授会が審議すること等を踏まえつつ、教育課程連携協議会が、他の審議機関との適切な役割分担を図りながら、積極的な機能を果たすことを期待されるものであること。

(大学設置基準第42条の8 / 短期大学設置基準第35条の7 関係)

### (5) 専門職学科の授業科目について

- ① 開設すべき授業科目として定めた一般・基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目は、それら全体の履修を通じ、これからの社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を養成することを目指すものであること。理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするものであること。
- ② 一般・基礎科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うこと及び社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とするものであること。幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目については、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることなどが想定されること。また、社会的・職業的自立や生涯にわたる資質向上のための授業科目としては、例えば、ICT、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられること。
- ③ 職業専門科目は、特定の職業（職種）において必要とされる理論的かつ実践的な能力に加え、当該職業の分野（例えば、観光分野、農業分野、情報分野など）についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とするものであり、実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当する必要があること。
- ④ 展開科目は、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としており、例えば、専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などが、その内容として考えられること。
- ⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とするものであり、卒業を前に、それまでの授業

等で身に付けた知識・技能等を統合し、真の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等が、その内容として考えられること。

- ⑥ なお、専門職学科の教育課程においては、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能であること。専門職大学を設ける各大学等においては、これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な学修を促す教育活動の展開を図ることが期待されること。
- ⑦ 制度上の必修単位数として、例えば、大学の専門職学科にあつては、卒業に必要な単位数を124単位以上、開設すべき授業科目の単位数の合計を104単位以上（一般・基礎科目20単位以上、職業専門科目60単位以上、展開科目20単位以上及び総合科目4単位以上）としているが、その差分については、各専門職学科の教育の目的に応じ、いずれかの単位数を増やす、又はこれら以外の授業科目を開設することにより修得させるものとする。

(大学設置基準第42条の9／短期大学設置基準第35条の8 関係)

#### (6) 専門職学科に係る同時に授業を行う学生数について

- ① 専門職学科の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、40人以下としたこと。
- ② 40人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合や、全学共通の一般教養科目等を、専門職学科の学生にも一般・基礎科目として受講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられること。

(大学設置基準第42条の10／短期大学設置基準第35条の9 関係)

#### (7) 入学前の実務の経験を通じた能力修得に対する単位認定について

入学前の実務の経験を通じた能力修得に対する単位認定について「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示」第1条及び「短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示」において、対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法を定めていること。

(大学設置基準第42条の11／短期大学設置基準第16条第3項 関係)

#### (8) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示」第2条第1項及び第2項並びに「短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示」第1条及び第2条において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めていること。
- ② 臨地実務実習については、学生を企業等の事業者の実務に従事させるもの

であることから、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。労働関係法令の適用の有無や適用される場合の遵守すべき事項等については、今後、厚生労働省と協議して指針を作成し、公表する予定であること。

- ③ なお、臨地実務実習の実習場所（「企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所」）については、企業等の学外の事業者の施設のほか、当該大学等の附属施設であっても、専攻に係る職業等の事業を営む事業者としての運営がなされているものは、これに含み得ること。

（大学設置基準第42条の12第3号／短期大学設置基準第35条の10第1項第3号関係）

### （9）実務の経験等を有する専任教員について

- ① 専門職学科等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、学部・学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（いわゆる「実務家教員」）としたこと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者（いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」）としたこと。
- ② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、おおよその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。
- ④ ①により必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいう「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められること。
- ⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであること。各大学等における「みなし専任教員」の活用にあたっては、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。

(大学設置基準第42条の6 / 短期大学設置基準第35条の11関係)

**(10) 大学の専門職学部及び短期大学の専門職学科に係る校舎の面積について**

- ① 大学設置基準別表第3イ(2)の表備考第2号及び短期大学設置基準別表第2イの表備考第5号の規定により、これらの表に定める面積を減ずることができる場合として、「卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合」及び「その他の相当の事由があると認められる場合」を規定したこと。
- ② 臨地実務実習に必要な施設を事業者の施設の使用により確保する場合の減算については、設置基準上も必修化された臨地実務実習(20単位分又は10単位若しくは15単位分)を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとすること。なお、これにより減ずることができる面積は、大学設置基準別表第3又は短期大学設置基準別表第2に定める面積の15パーセントまでとすること。
- ③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受入れなどの専門職学科等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減ずること等が考えられること。これにより、②の減算に加え、大学設置基準別表第3又は短期大学設置基準別表第2に定める面積の5パーセントまでをさらに減ずることができることとすること。

(大学設置基準別表第3 / 短期大学設置基準別表第2関係)

**(11) 専門職学科を設ける大学等に係る機関別認証評価について**

- ① 専門職学科については、専門職大学等とは異なり、学校教育法第109条第3項に基づく分野別認証評価の受審を義務付けられるものではないが、その教育の状況等について、専門職学科の特性を踏まえた適切な評価が行われることが望まれること。
- ② このことを踏まえ、機関別認証評価を行う各認証評価機関におかれても、例えば、専門職学科を設ける大学等の評価に当たり、専門職学科の教育課程連携協議会に関する事、進路に関する事等の評価を行うことを、大学評価基準に定めるなど、適切な対応を図られたいこと。

**(12) 専門職学部及び専門職学科の名称について**

大学設置基準第40条の4及び短期大学設置基準第33条の4の規定において、学部・学科の名称は、学部・学科として適当であるとともに、当該学部・学科の教育研究上の目的にふさわしいものとする事とされている。この

ことを踏まえ、専門職学科を設ける大学等においては、専門職学部又は専門職学科の名称中に「専門職学部」又は「専門職学科」の文字を用いることを基本とすること。また、大学等においては、専門職学部以外の学部及び専門職学科以外の学科の名称中に「専門職学部」及び「専門職学科」の文字を用いないものとする。

### (13) 専門職学科の課程を修了した者に授与する学位の表記について

- ① 大学又は短期大学が、専門職学科の課程を修了した者に対し、「学士」又は「短期大学士」の学位を授与する際には、「学士（〇〇専門職）」、「短期大学士（〇〇専門職）」のように、付記する専攻分野名に「専門職」の文字を付すものとする。また、ここにおける専攻分野の名称は、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること。
- ② なお、現在、中央教育審議会では「我が国の高等教育に関する将来構想について（平成29年3月6日諮問）」の審議の中で、学位等の国際通用性の確保に関する課題への対応についての検討を進めているところであるが、専門職学科の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、専門職学科を設置しようとする者にあつては、付記する専攻分野の名称について、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

## **第三 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成30年文部科学省告示第4号）**

### 1 改正の概要

文部科学大臣の認可を要さず、届出のみで行える学科等の設置の範囲を定める「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（以下「基準告示」という。）第1条第1項の規定は、次に掲げる学科等の設置には適用しないこととし、これらの設置に関しては、学位の種類及び分野の変更を伴わない場合であっても設置認可に係らしめるものとする。

ア 大学又は短期大学が専門職学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置

イ 大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置

### 2 留意事項

- ① 専門職学部・学科の設置のうち基準告示第1条第2項第1号に規定するもの以外のものについては、従前と同様、同条第1項に規定する学位の種類及び分野の変更の有無により、設置認可に係る手続の要・不要が判定されるこ



ととなるものであること。専門職学部・学科以外の学部・学科の設置のうち同条第2項第2号に規定するもの以外のものについても、同様であること。

- ② ①の場合において、大学等の専門職学部・学科の課程修了者に授与する学位に係る学位の種類は、専門職学部・学科以外の学部・学科と同様、学士又は短期大学士となること。また、学位の分野についても、専門職学部・学科以外の学部・学科と同様、基準告示別表第1に定める分野の区分を用いるものであること。
- ③ 専門職学部・学科の課程修了者に授与する学位に付す専攻分野の名称については、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことが基本となるが、それらの学位が、基準告示別表第1に定める「学位の分野」のどの区分に当たるかについては、類似の内容をもつ学位プログラムの例などを参考として、相当の区分に分類するものとする。

**第四 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第5号）、短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第6号）及び短期大学が入学前の実務の経験の授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示（平成30年文部科学省告示第7号）**

1 告示の概要

(1) 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示の制定

1) 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

大学設置基準第42条の11第1項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとしたこと。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて30単位を超えないものとしたこと。（第1条）

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該大学において大学の専門職学科の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を30単位を超えない範囲で与える。

	<p>① 法令の規定に基づく技能検 定，技能審査その他の実務の 能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか，① の審査と同等以上の社会的評 価を有する実務の能力に関す る審査であつて，次に掲げる 要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国，地方 公共団体，独立行政法人そ の他の公益的法人であるこ と</p> <p>ロ 審査の内容が，大学設置 基準第42条の4第1項に規 定する専門職学科の教育課 程その他の教育の内容に照 らして適切なものであるこ と</p> <p>ハ 審査が全国的な規模にお いて，毎年1回以上行われ るものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が，適 切かつ公正であること</p>	
<p>臨地実務 実習（専 門職学科 において 開設する ものに限 る。）</p>	<p>専門性が求められる職業に係る実 務の経験を有し，かつ，当該職業 における実務上の業績を有するこ とにより，当該大学の専門職学科 の授業科目において修得させるこ ととしている実践的な能力と同等 以上の能力を修得していると認め られる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出によ り，その者が修得していると 認められる実践的な能力を修 得させることとしている授業 科目について，当該授業科目 に係る単位を20単位を超えな い範囲で与える。</p>

## 2) 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

ア 大学設置基準第42条の12第1項第3号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は，次に掲げるところにより行うものとしたこと。（第2条第1項）

(ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し，当該実施計画に基づいて実施すること。

(イ) 実施計画には，臨地実務実習施設における実習の内容，期間，一日当たりの実習時間及び主たる実習場所，受け入れる学生の数，実習指導者の配置，成績評価の基準及び方法，学生に対する報酬及び交通費支給等

の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

- (ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- (オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 大学設置基準第42条の12第1項第3号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 (第2条第2項)

- (ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。
- (イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
- (エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
- (オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

## (2) 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示の制定

### 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

- ア 短期大学設置基準第35条の10第1項第3号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 (第1条)
- (ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び

十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 短期大学設置基準第35条の10第1項第3号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

(第2条)

(ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。

(イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

(ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

(エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

(オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

### (3) 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示の制定

#### 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

短期大学設置基準第16条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間等3年制の短期大学にあっては15単位）を超えないものとする。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業に必要な能力を育成することを目的とする科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該短期大学において短期大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該短期大学の	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位を超えない

	<p>授業科目において修得させることとしている職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法第108条第1項に規定する短期大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>範囲で、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学にあつては15単位）を超えない範囲で与える。</p>
<p>臨地実務実習（専門職学科において開設するものに限る。）</p>	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p>	<p>中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては10単位を超えない範囲で、修業年限が3年の短期大学にあつては15単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学にあつては10単位）を超えない範囲で与える。</p>

## 2 留意事項

## (1) 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定について

- ① 大学設置基準第42条の11第1項又は短期大学設置基準第16条第3項の規定により単位を与えられる者は、専門性が求められる職業における実務の経験を通じた能力の修得により、当該大学の専門職学科又は短期大学の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であること。
- ② ①の者のうちその修得した能力に関し職業資格・技能検定等による客観的な証明があるもの対しては、大学の専門職学科にあつては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、短期大学にあつては職業に必要な能力の育成を目的とする科目に係る単位を与えることが可能となること。その他①の者に対しては、当該職業における相当の実務業績が認められることにより、専門職学科の臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。
- ③ 当該単位の授与は、大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。
- ④ 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の到達目標等に照らして十分であることを適切に判断の上、単位認定を行うこと。

## (2) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習の実施に当たっては、座学で学んだ知識・技能を定着、発展させるなど、授業科目としての効果を十分に担保するよう、受入先事業者とも十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ② 連携実務演習等については、臨地実務実習に代替するものであり、企業等の実務上の課題に取り組む課題解決型の授業科目としての効果を十分に担保するよう、連携先事業者と十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ③ 臨地実務実習及び連携実務演習等の実施計画で定めるべき「その他の臨地実務実習／連携実務演習等の実施に必要な事項」としては、例えば、臨地実務実習及び連携実務演習等の成果として生じた知的財産権等の帰属に関する事項などが考えられること。

## 添付資料

- 【別添 1 - 1】 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令新旧対照表(大学設置基準の一部改正)
- 【別添 1 - 2】 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令新旧対照表 (短期大学設置基準の一部改正)
- 【別添 2】 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示新旧対照表
- 【別添 3 - 1】 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示 (平成30年文部科学省告示第5号)
- 【別添 3 - 2】 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示 (平成30年文部科学省告示第6号)
- 【別添 3 - 3】 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示 (平成30年文部科学省告示第7号)

### 【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局専門教育課  
(専門職大学担当)

電話：03-5253-4111 (内線3128)